

福岡市立**小学校長 殿

調 査 報 告 書

【公 表 版】

福岡市立**小学校いじめ防止対策委員会

令和7年4月4日

当委員会は、令和7年3月31日に本学校長に提出した調査報告書を基礎として公表版を作成するに当たり、文部科学省が令和6年8月に改定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に準拠し、本報告書が本学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機となることを意識しつつも、関係者のプライバシーにも配慮し、双方の要請に基づく合理的な調整を図るとの観点から、次の作成要領に基づくこととした。

- 1 関係者の氏名・名称を匿名化する。
- 2 当委員会が前記配慮から非公表とするのを相当と認めた箇所をマスキングする（黒塗りする又は「＊」と置き換える）又は【非公表】と表示する。

目次

第1	はじめに	1
1	全体像	1
(1)	本調査に至った経緯	1
(2)	本事案の特徴	1
(3)	本報告書の構成	2
2	対象児童及び主な関係児童	3
(1)	対象児童	3
(2)	主な関係児童	3
第2	本委員会の設置と活動経過	3
1	本委員会の構成員	3
2	本委員会による調査の目的	4
3	本委員会の活動経過	4
4	調査方法	5
(1)	収集した各資料の精査	5
(2)	対象児童保護者（母）の聴き取り調査	5
(3)	教員9名（延べ10回）の聴き取り調査	6
第3	本事案に関する調査結果（本被害申告後の経緯等の事実認定） ..	7
1	本被害申告後、本委員会設置までの経緯	7
(1)	本被害申告の内容及び申告を受けた直後の本学校の対応	7
ア	令和5年10月23日の本被害申告	7
イ	令和5年10月24日における本学校の対応状況等	8
ウ	令和5年10月27日に福岡市教育委員会が本事案を初めて知 った際の状況等（本被害申告の4日後）	9

エ この頃、本学級の担任が不在であったこと	9
(2) 本被害申告後、対象児童が二日間登校した際の本学校の対応など	10
(3) 10月末の二日間の登校後の対象児童の状況及び対象児童保護者の行動	11
ア 令和5年11月1日頃における対象児童の心身の状況等	11
イ 令和5年11月2日の本学校の対応状況等	11
(4) 本事案のいじめ重大事態認定の経緯	12
ア 令和5年11月上旬における対象児童保護者の要請	12
イ 令和5年11月8日及び9日（本被害申告の16日及び17日後）における福岡市教育委員会の対応	13
ウ 令和5年11月14日（本被害申告の22日後）のいじめ重大事態認定	14
(5) 本学校による本事案に係るいじめ事実調査の実施	14
(6) 本学校の福岡市教育委員会に対する本事案に関する事故報告	15
ア 令和5年年12月28日に実施された「三者情報共有の場」	15
イ アと同日付けで行われた本学校による事故報告	16
2 本被害申告前後の対象児童の体調、心身の状況等	17
(1) 令和5年10月23日までの状況	17
(2) 令和5年10月下旬から同年11月初旬の状況	17
(3) 令和5年11月上旬から同年12月中旬の状況	17
(4) 令和6年1月以降の状況	17
3 本学校が講じるとして定めていたいじめ防止対策事項	18
(1) 本学校いじめ防止基本方針	18
(2) アンケートの実施	20
(3) Q-Uアンケートの実施	20
第4 本事案に関する調査結果（いじめの事実認定）	21

1	本委員会の調査方針	21
2	令和5年度1学期に生じたものとして認定した事実関係	22
(1)	4月上旬	22
	ア 認定した事実関係	22
	イ G担任の認識	22
(2)	4月上旬から7月中旬にかけて	22
	ア 認定した事実関係	22
	イ G担任の認識	23
(3)	4月から6月29日にかけて	23
	ア 認定した事実関係	23
	イ G担任の認識	24
(4)	5月又は6月	24
	ア 認定した事実関係	24
	イ G担任の認識	24
(5)	6月26日	25
	ア 認定した事実関係	25
	イ G担任の認識等	25
(6)	本学校内での情報共有	25
3	令和5年度2学期に生じたものとして認定した事実関係	26
(1)	8月下旬から10月下旬にかけて	26
	ア 認定した事実関係	26
	イ G担任の認識	28
(2)	9月11日	28
	ア 認定した事実関係	28
	イ G担任らの認識等	29
(3)	9月19日	29
	ア 認定した事実関係	29

イ G担任の認識等	29
(4) 9月25日	30
ア 認定した事実関係	30
イ G担任の認識	30
(5) 本学校内での情報共有	30
4 対象児童は訴えていなかったものの本学校による関係児童に対する 聴き取り調査により認定できた事実関係	31
5 対象児童が訴えていたものの、本調査を経てもなお認定できな かった事案	31
6 いじめ該当性	31
7 認定したいじめ行為と不登校との関係について	32
第5 本事案に関する調査結果（本学校の対応及び評価）	32
1 本委員会が認定した本事案のいじめ行為の態様及び背景事情	32
(1) 上記いじめ行為の特徴	32
ア 個別的に見ると必ずしも加害性が強い言動ではなかったこと	32
イ 示し合わせて集中攻撃するようなものではなかったこと	33
ウ 長期間にわたり反復継続して行われたこと	33
エ 小括	33
(2) 本件いじめ行為が行われた背景として念頭に置くべき事情	34
ア 学級全体が1学期当初から落ち着きがない状態にあったこと	34
イ 休憩時間においてさえ、児童がフラストレーションを感じやす い環境にあったこと	34
2 本被害申告前において本学校のいじめ対応が欠如していたこと ..	34
(1) 概要	34
(2) 担任教員らが「いじめ」を正しく理解していなかったこと	35
ア いじめの定義についての理解が乏しかったこと	35

イ	本校で定めたいじめ対策自体が形骸化していたこと	35
ウ	他の担任教員の判断を尊重して干渉しないとの組織文化が、認知された児童間の加害行為への対応判断の場面にも及んでいたこと	36
(3)	前記(2)ア・イで指摘したいじめの定義の把握や行動指針の共通理解があれば、本校が対象児童に対する加害行為をいじめと評価し、対応をとることができた局面が現に複数存在したこと	37
(4)	いじめとして対応しなかったにとどまらず、学級運営の安定を優先するとして、結局、場当たりの対応に終始していたこと	38
ア	学級運営の安定を最優先とし、問題行動を起こす児童を抑制する方向性で指導を行っていたこと	38
イ	担任教員が児童間の加害行為を確認できた場合でも、その場限りの表面的な対応を繰り返したこと	39
ウ	場当たりの対応では日常的な加害行為が収束しなかったのに、根本的な対策を全く講じなかったこと	39
エ	対象児童の心身の状態の把握や継続的支援すらおろそかにされていたこと	40
3	本被害申告後の本校の対応について	40
(1)	本被害申告後2学期終了までの対応における問題点	40
ア	校長及び教頭の2名を中心とする限られた管理職教員が内々にいじめ対応に当たり、組織的対応を行わず、情報共有も遅れたこと	40
イ	専門的知見を活かした対象児童の安全確保及び心のケア等対象児童に寄り添う支援を軽視し、関係児童及び保護者による謝罪を最優先とする対応に終始したこと	42
(2)	本校の登校支援の在り方についての問題点	43
ア	本被害申告後欠席していた対象児童が令和5年10月30日に	

初めて登校するにあたって、受入れ準備が何ら行われなかったこと	43
イ アの初動対応の失敗後も、組織的対応を行わなかったこと ...	44
第6 再発防止のための提言	45
1 いじめの定義の正しい理解を共有すること	45
2 実践において参照し易いマニュアルコンパクト版の作成	46
3 いじめ対応に際しては、教員のみで対応するだけでなく、必要に応じて他の専門性を有する知見を積極活用することを、普段から周知徹底すること	47
第7 おわりに	48

第1 はじめに

1 全体像

(1) 本調査に至った経緯

本調査の対象は、福岡市立**小学校（以下「本学校」という。）において、令和5年4月頃から同年10月下旬頃までの間に、当時3年生の男子児童（以下「対象児童」という。）に対し、同じ学級の児童らによる複数のいじめ行為があったとされる事案（以下「本事案」という。）である。

対象児童及びその保護者は、同年10月23日、本学校を訪れて、いじめ被害の申告（以下「本被害申告」という。）をした。対象児童は、同日以降欠席し、いったん同月30日及び翌31日に登校したものの、再び同年11月1日から2学期終了時まで継続して登校できなかった（合計38日間）。

本学校及び福岡市教育委員会は、同年11月14日、いじめにより対象児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項第2号）。

こうした同条項にいう「重大事態」（以下「いじめ重大事態」という。）に対処するため、令和6年1月23日、本学校により、第三者を構成員とする福岡市立**小学校いじめ防止対策委員会（以下「本委員会」という。）が設置され、本事案に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととなった。

なお、対象児童は、3学期が開始した令和6年1月9日から登校を再開して現在に至っており、同年4月に本学校の4年生に進級した。

(2) 本事案の特徴

本調査の結果、後に詳述するとおり、本事案には次の特徴が認められた。

第1の特徴は、本事案では、①個々の加害行為には大きな怪我を伴うような暴力行為は含まれていないものの、②令和5年4月上旬から同年10

月下旬までの間に、繰り返し日常的に行われており、③その結果、対象児童に過大な心理的負荷がかかり登校できなくなるに至ったということである。

第2の特徴は、対象児童の学級（以下「本学級」という。）の担任教員を始め数名の教員らが本事案の一部を認識していたにもかかわらず、いずれの教員も認識した本事案の一部について「いじめ」としての評価することがなかったということである。なお、本事案の加害行為を行った児童らは、対象児童以外の児童にも同種行為に及んでいたところ、こうした事象自体は、対象児童と同じ学年（以下「本学年」という。）の各担任教員も把握していた。しかし、同教員らは、本事案を含め「いじめ」としての対応を行わず、単に加害行為を行った児童に対して対象児童らへの謝罪を求めるという表面的対応に終始しており、少なくとも対象児童に対する個別のフォローは全く行わなかった。

第3の特徴は、本学校では、上記のとおり本事案が明るみになり、対象児童が継続して欠席するに至った後も、その対応が全体的に遅く、上記のとおり対象児童への謝罪を実現させるという表面的対応に終始したほか、本学校が策定したいじめ防止基本方針所定の組織的対応もしなかったということである。なお、本学校は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等に協力を求める、あるいは対象児童を診断した医師との連携を図るなど専門家の助力を仰ぐことも一切しなかった。また、福岡市教育委員会も、初期対応は迅速とはいいがたかったほか、本学校が組織的対応や専門家の助力を得た対応をしたのかについて確認した形跡も認められなかった。

(3) 本報告書の構成

本報告書では、上記(2)の特徴に鑑み、どのような環境下において本事案が発生したのか、そして本被害申告後に本学校及び福岡市教育委員会がどのような対応をしたのかについても明確にすべく、事実認定の対象をいじ

め行為に限定しなかったほか、本被害申告が行われてから対象児童が再び登校できるようになるまでの経緯についても、丁寧に事実認定することとした。

2 対象児童及び主な関係児童

(1) 対象児童

- ・ **さん（令和5年度3年*組・男）

(2) 主な関係児童

後記第3以下においては、各児童を氏のみで表記する。

- ・ Aさん（令和5年度3年*組・男）
- ・ Bさん（同上・男）
- ・ Cさん（同上・女）
- ・ Dさん（同上・女）
- ・ Eさん（同上・男）

第2 本委員会の設置と活動経過

1 本委員会の構成員

本委員会の構成員は次のとおりである。

委嘱区分	氏名	備考
弁 護 士	野 島 香 苗	委員長
弁 護 士	磯 部 慎 吾	副委員長
スクールソーシャルワーカー （社会福祉士）	笠 木 順 一	
スクールカウンセラー （臨床心理士）	本 田 由 布 子	

2 本委員会による調査の目的

本委員会は、いじめ行為について事実調査を行い、その結果を踏まえ、学校及び学校設置者が事実に向き合うことで、再発防止を図ることを目的とする。

民事・刑事上の責任追及その他訴訟等への対応を直接の目的とするものではない。

3 本委員会の活動経過

回数	年月日	活動内容等
1	令和6年1月23日	資料収集及び精査
2	令和6年2月14日	資料収集及び精査
3	令和6年2月27日	資料収集及び精査
4	令和6年3月8日	Web会議
5	令和6年3月15日	対象児童側に対する説明
6	令和6年3月19日	聴き取り調査（教員）
7	令和6年4月11日	同上（対象児童保護者）
8	令和6年5月22日	同上（教員）
9	令和6年6月11日	Web会議
10	令和6年6月25日	Web会議
11	令和6年7月23日	Web会議
12	令和6年7月26日	聴き取り調査（教員）
13	令和6年8月1日	同上（教員）
14	令和6年8月5日	同上（教員）
15	令和6年8月20日	同上（教員）
16	令和6年9月2日	同上（教員）
17	令和6年9月9日	同上（教員）

18	令和6年9月21日	Web会議
19	令和6年10月2日	聴き取り調査(教員)
20	令和6年10月22日	Web会議
21	令和6年11月1日	Web会議
22	令和6年11月18日	Web会議
23	令和6年12月20日	Web会議
24	令和6年12月25日	資料収集及び精査
25	令和7年1月20日	Web会議
26	令和7年2月18日	Web会議
27	令和7年3月12日	Web会議
28	令和7年3月20日	Web会議

4 調査方法

本委員会が行った調査は、次のとおりである。

(1) 収集した各資料の精査

- ・ 本学校が実施した、本学級の令和5年4月以降のアンケート結果¹及び本被害申告後のいじめ事実関係調査結果、関係児童の聴き取りメモ等
- ・ 対象児童保護者作成の経過記録、対象児童の病状についての診断書等
- ・ 福岡市教育委員会から提出を受けた資料等

(2) 対象児童保護者（母）の聴き取り調査

¹ 月に1回(年11回程度)実施される生活アンケート結果の要約は、別紙1のとおりである。令和5年8・9月分及び同年10月分のアンケートについては対象児童のアンケート用紙が保管されていないところ、その原因は、実施当日に対象児童が欠席したことによるものか否かを含め不明である。また、無記名アンケート(同年7月分、令和6年2月分)については、その性質上、どの児童が記載したものか確認することができないものがある。

(3) 教員 9 名（延べ 10 回）の聴き取り調査

聴き取り調査の対象教員は、次のとおりである。

後記第 3 以下においては、各教員を氏のみで表記し、その役職ないし担当業務については、特に断らない限り、令和 5 年度当時のものを表示する。

- ・ F 先生 （教頭）
- ・ G 先生 （令和 5 年度 3 年＊組前任担任）
- ・ H 先生 （令和 5 年度校長）
- ・ I 先生 （令和 5 年度児童生徒支援教員）
- ・ ＊＊先生（令和 5 年度 3 年＊組担任）
- ・ ＊＊先生（令和 5 年度 3 年＊組担任）
- ・ ＊＊先生（令和 5 年度 3 年＊組担任 [学年主任]、生徒指導部会長）
- ・ J 先生 （令和 5 年度主幹教諭兼 3 年＊組後任担任）
- ・ K 先生 （教頭）

なお、聴き取り調査において、次の特異事情の存在が判明した。すなわち、①令和 5 年度の本学校の校長（令和 6 年 3 月退職■■■■■■■■■■）が、本学級の前任の担任教員（令和 6 年 3 月退職）の聴き取り調査に先立つ令和 6 年 5 月頃、本学校の現教頭を介して、上記前任担任教員に対し、担任教員としての本事案の認識等について本委員会に対する回答案等が記載された書面を交付していたこと、②同教員が本委員会の聴き取り調査に上記書面を持参して臨み、その記載内容を確認しながら回答していたこと、③同教員は、現教頭から上記書面を本委員会には渡さず廃棄するよう指示されていたことが判明した。

本委員会は、本委員会の設置主体である本学校の前校長及び現教頭によって、本調査の趣旨・目的に対する理解を欠き、聴取対象者の回答内容に影響を及ぼすおそれがある不適切な行為が行われたものとして、本学校設置者である福岡市教育委員会に報告した。

また、本委員会は、主要な関係教員に対して既に同様の不適切な行為が

行われているおそれを懸念し、事案の解明のためには、聴き取り対象教員の範囲を広げ、各回答内容を比較、吟味する必要があると判断し、その方針の下に以後の調査を行った。

第3 本事案に関する調査結果（本被害申告後の経緯等の事実認定）

1 本被害申告後、本委員会設置までの経緯

(1) 本被害申告の内容及び申告を受けた直後の本学校の対応

ア 令和5年10月23日の本被害申告

本被害申告の内容は、次のとおりであった。

- ・対象児童は、1学期から継続して本学級のAさん、Bさん、Cさん及びDさん等の関係児童から、個別に一方的な暴言、暴力等のいじめを受けていた。
- ・対象児童は、頭痛、腹痛、夜眠れない等の身体の不調を訴え、登校できない状態にある。
- ・対象児童は、今後上記関係児童らを含むクラスメートと仲良くなり、クラスで普通に過ごせるようになることを希望している。
- ・対象児童保護者は、上記各事実を上記関係児童らの保護者に伝えることを希望している。

対応したH校長とF教頭は、対象児童及びその保護者に対し

- ・上記関係児童らからいじめの事実関係について聴き取りを行い、その保護者らに結果を報告すること
- ・対象児童及び上記関係児童らに対する見守りを継続し、対象児童に毎日声掛けをすること

を約束した。

なお、本被害申告は、令和5年10月20日、対象児童が保護者にいじめの被害を受けている心情等を告白し、いじめ被害について思っていることを自身の言葉でノートに記載し、これを保護者に見せたことを契機とす

るものであった。そのノートには、見開き2ページにわたって、本学級の児童らからされて嫌だった行為の内容が記載されているほか、「ぼくはもうしね、しね、しね、しね、いわれすぎて本当に頭がおかしくなって、しにたくなりました。」「なんでぼくがいわれつづけるのかわからないです。」

「三年生になって、ぼくは、いじめられるようになりました。それにみんなきづいていません、なんでそれにきづかないのかは、ぼくは、ふしぎに思います。」との記載があった。本学校は、本被害申告時、対象児童側の承諾を得て上記記載部分のコピーを取り保管している。

本学校の校長及び教頭等の管理職教員は、本委員会の調査において、一貫して、対象児童がいじめを受けているとの認識は本被害申告までは無かった旨説明している。

イ 令和5年10月24日における本学校の対応状況等

対象児童保護者は、令和5年10月24日、本学校に対し、上記Aさん、Bさん、Cさん及びDさんの4名（以下、この4名を総称して「4名の関係児童」という。）から受けたいじめの内容を列挙した書面（以下「10月24日書面」という。）を提出した。

F教頭は、同日、10月24日書面に基づいて4名の関係児童からいじめ行為の有無内容について聴き取りをしたところ、4名の関係児童の全員がいじめ行為の内容を概ね認めたことから、同日、連絡を取ることができたAさん、Bさん及びDさんの各保護者に経緯を説明した。

また、F教頭は、同日、対象児童保護者に対して、上記聴き取りの結果を報告した。この際、F教頭は、対象児童保護者との間で、今後の本学校の対応として、

- ・ 対象児童の登校再開に先立つ機会及び登校時に、本学級全体に対していじめについての指導を行うこと
- ・ 4名の関係児童が対象児童に対して個別に謝罪をする場を設定すること

の2点を約束するとともに、その旨H校長に報告した。

ウ 令和5年10月27日に福岡市教育委員会が本事案を初めて知った際の状況等（本被害申告の4日後）

対象児童保護者は、対象児童が欠席していた同年10月26日、Bさんの対象児童の弟（本学校の当時＊年生）に対する言動²を聞き知り、本学校に上記事実関係の確認を求めた。

対象児童保護者は、翌27日、F教頭から事実確認できた旨報告を受けたことを受け、初めて福岡市教育委員会指導部安全安心推進課（以下、同課を単に「安全安心推進課」という。）に電話をして、いじめ重大事態等について質問するとともに、対象児童に対するいじめについて、4名の関係児童の保護者に内容が伝わっているのか不安を感じている旨伝えたほか、第三者調査委員会の立上げを求めるか検討したい旨述べた。

同教育委員会は、この時点までに本被害申告があったこと等について本学校から一切報告を受けておらず、対象児童に対するいじめの情報を得たのは、この電話が最初であった。しかし、同教育委員会は、この段階で直ちに本学校に連絡して報告を求めるなどして、本学校の対応状況を確認することはなかった。

エ この頃、本学級の担任が不在であったこと

本学級のG担任は、令和5年4月に本学校に初任教員として赴任したが、本被害申告前の同年10月16日から本被害申告後の同年11月15日まで休暇を取得した。³さらに、同月20日から休暇を取得し、その後も出勤することなく令和6年3月6日付けで退職した。

G担任の上記令和5年11月20日からの休暇取得を機に、同月22日

² Bさんが、対象児童の弟に対して、その登校時に対象児童の出欠を尋ね、対象児童が欠席すると知るや「よっしゃー」と言うとともに、対象児童の弟を追い回したこと。

³ [REDACTED]

に本学級の担任交代が行われ、J主幹教諭（教務）が学級担任を兼務することとなった。

(2) 本被害申告後、対象児童が二日間登校した際の本学校の対応など

対象児童は、本被害申告後初めて令和5年10月30日に登校し（ただし昼食後に早退した。）、翌31日も登校した（以下「10月末の二日間の登校」という。）。

本学校は、前記のとおり対象児童保護者との間で約束していたにもかかわらず、①10月末の二日間の登校に先立つ機会において、いじめに関する本学級全体の指導を行わなかった。また、②10月30日の登校時、H校長、F教頭その他の教員は、見守りのために教室を訪れることはなく、対象児童に対する声掛けも行わなかった。さらに、③4名の関係児童が対象児童に個別に謝罪をする場も設けなかった。

加えて、H校長及びF教頭は、本学年を担当する教員ら関係教員に本被害申告等について情報共有をしていなかった。

こうした状況の下、対象児童は、同月30日の登校後、一部の関係児童から嫌な顔をされたり無視されたりし、腹痛を訴えて職員室で過ごした。そして、対象児童は、本事案の関係児童であるCさんとDさんの二人が運んできた給食を食べた後、早退するに至った。

いじめに関する学級全体の指導は、同日、対象児童が早退した後になって初めてF教頭によって行われた。

対象児童保護者は、以上のとおり、登校再開に先立つ機会における学級全体に対するいじめ指導等学校が約束した事項の多くが果たされていなかったことから、同月31日夕刻、H校長に意図を質した。

これに対し、H校長は、G担任が休暇中であり、F教頭が他の授業を担当し多忙であったとして、謝罪の場の設定が遅れていることを謝罪し、翌日必ず対応する旨説明した。対象児童保護者は、H校長に対し、①謝罪自体を望んでいるのではなく、重大な事案であることを4名の関係児童らに

認識してほしい旨、②教職員及び児童に対し、いじめは卑劣な行為であり、命に係わる問題であることを周知してほしい旨伝えた。

対象児童保護者は、同日、福岡市教育員会指導部小学校教育課（以下、同課を単に「小学校教育課」という。）にも電話し、本学校のいじめ対応が不十分であるとして、本学校に対する状況確認と指導を求めた。

同課担当主事は、翌11月1日、H校長に対し、対象児童保護者から相談があった旨伝えた。その際、この時点で本学校が事実確認した対象児童に対するいじめ行為の内容を聴取するとともに、関係児童による謝罪の場を設定するなどの対応を指示した。

(3) 10月末の二日間の登校後の対象児童の状況及び対象児童保護者の行動

ア 令和5年11月1日頃における対象児童の心身の状況等

対象児童は、10月末の二日間の登校後、対象児童保護者に対し、「普通にしてくれると思って声をかけてみたけど、無理だった」「もう仲良くすることはできないのだと思った」「いつまた（いじめ行為を）されるかと思うと不安でお腹が痛くなる」などと話した。

対象児童は、令和5年11月1日、頭痛のため欠席し、夕方から食事を摂らずに眠り続けるも、うなされて泣いて起き上がることを繰り返し、泣きながら学校に行きたくないと訴えた。

また、対象児童は、対象児童保護者に対し、以前、Eさんから「死ね」と何回も言われて頭がおかしくなり、教室（校舎4階）の窓から外に飛び降りようとしたことがある旨打ち明けた。そのため、対象児童保護者が詳しく話を聴こうとすると、対象児童は、頭痛や息苦しさを訴え、深夜まで「金縛り」のような状態が続いた。

イ 令和5年11月2日の本学校の対応状況等

対象児童保護者は、翌日である令和5年11月2日、本学校に対し、前

日対象児童が話した教室の窓から外に飛び降りかけた件（以下「飛び降りかけた件」という。）の事実関係及びG担任の事実把握の有無の確認を依頼するとともに、いじめの全体像を知りたいとして、本学級における無記名アンケートの実施を要望した。

なお、飛び降りかけた件については、同日、F教頭がEさんら児童数名に聴き取りをした結果、後述のとおり実際に起きた出来事であったことが判明した。

他方、対象児童保護者は、同日、対象児童をかかりつけの小児科医から紹介された病院に受診させたところ、医師から「心身症」[REDACTED]の症状が見られると言われた。

そうした中、F教頭は、同日午後、対象児童保護者に電話し、これから4名の関係児童を引率して対象児童宅を訪問して謝罪をしたい旨及び別途保護者の謝罪の場を設けたい旨打診した。これに対し、対象児童保護者は、上記のとおり受診のため外出中であること、対象児童に心身症[REDACTED]の症状があり、謝罪の場に身を置くことは対象児童に更にストレスを与える結果になると医師に助言された旨伝えて、同日の訪問を断った。

また、小学校教育課担当主事は、同日、H校長に対し、校内いじめ防止対策委員会を早急に開催し、本事案について本学校内で情報共有するとともに、再発防止に取り組むよう指導助言した。しかし、この後、校内いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）が開催されたのは、毎月の定例会である同月21日である。

(4) 本事案のいじめ重大事態認定の経緯

ア 令和5年11月上旬における対象児童保護者の要請

対象児童保護者は、前記医師の指摘のとおりいじめが対象児童の心身に重大な影響を及ぼしているおそれが強いこと、飛び降りかけた件が事実であったと判明したことから、令和5年11月2日以降、本学校及び小学校

教育課に対し、再三にわたり、対象児童に対するいじめ事案の全容解明のために、いじめ重大事態と認定して第三者による調査を実施するよう要請した。

また、対象児童保護者は、令和5年度1学期以降その都度記録をしてきたいじめの内容、対象児童の体調、本学校との連絡経過等を時系列にまとめた書面を作成した上、同月7日、小学校教育課にメール送付するとともに、いじめ重大事態認定の担当課である安全安心推進課とも共有するよう依頼した。

イ 令和5年11月8日及び9日（本被害申告の16日及び17日後） における福岡市教育委員会の対応

安全安心推進課担当主事は、令和5年11月8日、対象児童保護者に調査希望意思を確認した。その際、同担当主事は、対象児童保護者に対し、重大事態と認定し調査が入ると長期化する旨、第三者調査委員会による調査も万能ではない旨、対象児童に与える悪影響が考えられる旨等を説明した。

また、同担当主事は、同日、福岡市教育委員会学校法務担当課長（弁護士）とともに本学校を訪問して、H校長らから、対象児童に対するいじめの具体的内容、関係児童に対する聴取や家庭訪問を実施していること、謝罪の場を設定する予定であったが対象児童の病状に照らし対象児童保護者から拒否されたこと等について報告を受けた。その際、同担当主事らは、H校長らに対し、いじめ重大事態や、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインの内容等について説明し、対象児童に対する支援として、心のケアやオンライン授業の実施、保護者の了解を得たうえで主治医と打合わせを行うこと等を提案した。

他方、小学校教育課担当主事も、同日、別途、H校長に対し、対象児童の登校支援について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関わって対応するよう指導助言した。

そして、安全安心推進課担当主事は、翌9日、対象児童保護者に調査希望意思を再度確認したうえ、第三者調査委員会を立ち上げるまでの流れ等を説明した。

他方、本学校は、同日夕刻、全教職員に本事案の概要と現状を周知した。なお、本学校では、この日まで、H校長及びF教頭のみが本事案の内容を把握して対応に当たる一方で、関係教職員には本事案の内容が共有されておらず、組織的な対応を講じていなかった。

ウ 令和5年11月14日（本被害申告の22日後）のいじめ重大事態認定

本学校及び福岡市教育委員会は、令和5年11月14日、本事案がいじめ重大事態に該当するとして調査を行う旨判断した。翌15日、同教育委員会は、本学校に対し、その旨関係児童含む学級全体に周知するよう依頼した。

なお、本事案についてのいじめ重大事態認定後、福岡市教育委員会が、本学校に対し、組織的対応状況、対象児童に対する心のケアの状況、スクールカウンセラーや主治医等との連携状況等について、具体的にどのような確認を行い、あるいはどのようにフォローをしたのかは、本委員会が同教育委員会から提出を受けた資料にも記載がなく、不明である。

(5) 本学校による本事案に係るいじめ事実調査の実施

本学校では、令和5年10月23日に本被害申告を受けた後、同年11月中旬頃までの間に、次の各調査を実施した。なお、各アンケートは対象児童保護者の要請を契機に実施されたものであった。

- ・ F教頭による、10月24日書面に基づく、4名の関係児童の聴き取り調査
- ・ 飛び降りかけた件に関する関係児童への聴き取り調査
- ・ 本学級全員（対象児童を除く）を対象とする各アンケート

- ・ いじめに関する無記名アンケート（同年１１月６日実施）
- ・ いじめに関する記名アンケート（同月１３日実施）
- ・ 対象児童に対するいじめに特定したアンケート（翌１４日実施）

その後の同年１２月１２日、対象児童保護者の代理人弁護士が、対象児童から聴取したいじめ被害内容を１２項目に整理した書面（以下「弁護士聴取書面」という。）を本学校に送付し、本学校によるいじめ事実調査の継続を要請した。

本学校は、弁護士聴取書面にに基づき、F教頭、K教頭及びJ主幹教諭（教務）が、同月１３日及び翌１４日に、４名の関係児童に加え、Eさんほか数名の関係児童に対し、対象児童に対するいじめ行為の有無内容の聴き取り調査を行った。さらに、休暇取得中のG担任に対しても、電話で弁護士聴取書面に記載された各いじめ行為の認識の有無や、その際の対応内容等について聴き取りを行った。そして、その結果を一覧表にまとめた上、同月２２日に、上記代理人弁護士に報告した。

なお、上記関係児童の聴き取り結果は、対象児童が訴える被害内容と大きな齟齬はなかった。

(6) 本学校の福岡市教育委員会に対する本事案に関する事故報告

ア 令和５年年１２月２８日に実施された「三者情報共有の場」

本学校は、対象児童及び保護者が、主な関係児童及びその保護者同席の下で対象児童の登校再開に向けた情報共有をするよう希望したことを受け、前記代理人弁護士を介して準備調整を行った。

そして、令和５年１２月２８日、本学校において、対象児童及び保護者とその代理人弁護士、４名の関係児童及び各保護者、本学校の管理職教員等４名が会合する「三者情報共有の場」を設けた。

この場においては、本学級内でどのようないじめが発生したのか事実を共有するとともに、対象児童が安心して登校できるよう各自ができること

が話し合われた。

その際、対象児童の「関係児童の本心が知りたい」との希望により、教員及び保護者らの同席がない状況下で、対象児童が4名の関係児童と一対一で対話する機会が設けられた。

なお、関係児童のうちEさんについては、別途情報共有の場が設けられ、対象児童及び保護者とEさんの保護者（Eさん本人は出席せず）が面談した。

イ アと同日付けで行われた本学校による事故報告

本学校は、令和5年12月28日の上記会合後、福岡市立小・中学校管理規則第12条の規定に基づく報告として、福岡市教育委員会指導部小学校教育課長宛に、同日付け「いじめに関する事故について（報告）」と題する文書を提出した。

同文書には、事故発生の日時として「令和5年10月23日（月）9時00分」⁴、加害者として4名の関係児童、事故の内容として「学級内のいじめ」とそれぞれ記載されており、事故に対する応急措置と事後指導として、令和5年10月23日から同年12月28日までのH校長の指示内容等及び同日に児童同士の謝罪と保護者同士の謝罪が終わった旨が記載されている。

なお、本事案に関して本学校が同教育委員会に対して書面により行った報告は、本被害申告から約2か月経過して行われた上記事故報告のみであり、本事案がいじめ重大事態と認定されていたにもかかわらず、その後の経過報告の有無、内容についての記録は残されていなかった。

⁴ この日時は、本被害申告の日時と同じである。

2 本被害申告前後の対象児童の体調、心身の状況等

(1) 令和5年10月23日までの状況

対象児童は、3年生の2学期に入り、腹痛、咳の症状があり、令和5年9月7日にかかりつけの小児科を受診し、心因性咳嗽の可能性もあるとして通院を続けていた。

また、対象児童は同年10月2日の下校後、夕食を取らずに夕方から眠り続けるも、うなされて「返して、やめて」などと泣き喚いては寝る、頭痛を訴える、金縛りにあうなどした。

同月16日からの週は、腹痛を訴えることが多く、登校後に下痢になると話し、本被害申告当日である同月23日、前記小児科を受診し、朝登校前や学校に着いたら腹部症状が出ると訴えた。

(2) 令和5年10月下旬から同年11月初旬の状況

対象児童は、前記のとおり、本被害申告後の令和5年10月25日、早朝発熱等の症状があり前記小児科を受診し、その際、専門外来がある病院を紹介された。

同年11月2日、同病院で受診し、その際、対象児童の夜間の様子を撮影した動画を医師に見せたところ、心身症 XXXXXXXXXX の症状があると言われた。

(3) 令和5年11月上旬から同年12月中旬の状況

令和5年11月8日、対象児童は、咳の症状がひどく前記小児科を受診し、食欲低下、腹痛、頭痛、「心がモヤモヤする」などの症状を訴えたことから、同小児科医に紹介された大学病院の児童精神科を受診するなどした。

(4) 令和6年1月以降の状況

対象児童は、令和6年になって、カウンセリングを受けることができる心療内科・児童精神科のクリニックを紹介された。同クリニックにおいて、

継続的に診療を受けることとなり、同年3月1日以降、概ね2週間に一度受診し、同月15日以降、受診時に公認心理師のカウンセリングを受け、現在に至っている。

同クリニックの令和6年5月21日付け診断書によると、対象児童の病名は「心的外傷後ストレス障害」であり、症状として、

が認められた。

本被害申告以降、対象児童が同クリニックで継続的診療を受けられるようになるまでの経過において、本学校が、対象児童を診察した医師との連携を試みる、又はスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職に、助言、支援、調整等を求めるなどした形跡は認められなかった。

3 本学校が講じるとして定めていたいじめ防止対策事項

(1) 本学校いじめ防止基本方針

令和5年度の本学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)に記載されている対策事項は、以下のとおりである。

冒頭に、いじめの防止等のための取組に係る達成目標として、次のとおり掲げられている。

定期的な校内研修として、4月に学校基本方針の共通理解、各学期の終わりに取り組みの反省を行う。3月に今年度を振り返り、次年度の学校基本方針について検討する。

次に、いじめ防止等に対する基本姿勢として、以下の4つのポイントが挙げられている。

- ・ いじめを生まない教育活動の推進
- ・ 地域・家庭、関係機関との積極的連携
- ・ いじめの早期発見、いじめ事案発生時の組織的な対応
- ・ いじめ防止等のための対策に関する校内研修の実施・充実

また、いじめの未然防止（未然防止のための取組等）については、次の記載がある。

- ・ 児童生徒が主体となって、いじめがおこらない学級や学校を作るという発想に立ち、いじめ未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。
- ・ 月に1回（年間11回程度）は『記名』生活アンケートを実施し、学期に1度（7月、12月、3月）は「いじめに特化した『記名』生活アンケート」を実施する。
- ・ Q-U等の結果を分析し、実態に応じた支援を行う。特に、Q-Uにおける要支援群の児童生徒には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
- ・ 「学校いじめ防止対策委員会」（部会）を月1回開催する。いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。
- ・ 保護者、地域住民、児童相談所（えがお館）その他の関係者との連携を図るとともに、校区内ネットワーク会議や学校サポーター会議、学校警察連絡会議等を活用する。

加えて、いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）として、次の記載がある。

- ・ いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。
- ・ いじめの問題に対する学校の取組の充実のため「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。

さらに、いじめに対する措置（ネット上のいじめ、加害児童生徒への対応をも含む）」として、次の記載がある。

- ・ 直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、組織的に対応する。
- ・ 状況や対応の経緯について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。

- ・ 教育相談課等と連携し、被害児童生徒をはじめ、被害児童生徒の保護や加害児童生徒・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。

そして、いじめ防止のための職員研修として、次の記載がある。

- ・ 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解、いじめ防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- ・ 「いじめ対応マニュアル」、教師向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- ・ いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- ・ Q-Uアンケート実施後、事例検討会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。

学校基本方針には上記のとおり定められており、本学校のホームページに掲載して保護者等にも周知する取り扱いがされていた。

これらの定めが本事案について実効的に運用されていたのかについては、後述する。

(2) アンケートの実施

学校基本方針には、アンケートの実施や報告手順等に関し、「※月に1回のアンケートは生徒指導部会の前に行い、学年会で気になる児童を共有しておく。気になる児童がいた場合は、部会、管理職に報告する。アンケートは教頭先生に提出し、保管する。(例 指導済み)」との記載がある。

(3) Q-Uアンケートの実施

令和5年度は、令和5年5月29日に本学級のQ-Uアンケートが実施

されており、G担任は遅くとも同年8月中にはアンケート結果を確認しているところ、対象児童は「要支援群」に該当するとされていた。

学校基本方針の年間計画によると、同年8月及び12月にQ-U事例検討会が実施されることとなっていた。

なお、Q-Uアンケートの結果「要支援群」に該当する児童については、福岡市教育委員会にそのデータとともに報告することとされていた。

第4 本事案に関する調査結果（いじめの事実認定）

1 本委員会の調査方針

本委員会では、関係資料を精査、関係する教員及び対象児童の保護者に対する聴き取り調査の実施は当然のこととしつつ、他方で、対象児童及び関係児童の聴き取り調査を実施するか否かについては慎重に検討した。

なぜなら、対象児童及び関係児童とも本事案の当時小学3年生であり、そもそも本委員会による聴き取り調査がその心理面等に与える影響の大きさが懸念される上、前記のとおり、対象児童が令和5年12月28日の関係児童との直接対話の場を経て既に令和6年1月9日から登校を再開し、後記で認定するようないじめの継続が認められない状況にあったためである。

本委員会では、前記のとおり本学校が関係児童から既に数回にわたって聴き取り調査を実施していたところ、対象児童が訴える内容と関係児童が説明する内容との間に大きな齟齬がない結果となっているのにもかかわらず、改めて本委員会が聴き取り調査を行うことで、対象児童・関係児童間の関係回復に悪影響を及ぼしたり、対象児童が登校できない状況を引き起こしたりすれば、まさに本末転倒であると考えた。

そこで、本委員会が対象児童及び関係児童から聴き取り調査を実施することは差し控え、本委員会において本学校による聴き取り調査結果等を改めて精査した結果と、同聴き取り調査を実施した教員に対する本委員会の聴き取り調査の結果（教員の質問状況、関係児童の回答状況等）をもって

事実認定することとした。

2 令和5年度1学期に生じたものとして認定した事実関係

(1) 4月上旬

ア 認定した事実関係

対象児童が、本学級内で自己紹介を行った際に、好きな色がピンク色である旨発言したところ、Aさん及びBさんは、「ピンク、だせえ」と述べた。これを受けて、Cさん及びDさんらも追隨して笑った。

イ G担任の認識

G担任は、本委員会のヒアリングに対し、各自に好きな色を聞いた記憶はあるものの、「ピンク、だせえ」と述べたとの場面については全く覚えておらず、対象児童の家庭等に連絡したのかも全く記憶にない旨説明した。

(2) 4月上旬から7月中旬にかけて

ア 認定した事実関係

時期及び状況は不明であるが、Aさん、Bさん、Cさん及びDさんが、対象児童に対し、継続的に次のような言動をした。

(ア) Aさん

相当回数にわたり「死ね」「きもい」「ばか」「うざい」などと言ったほか、頭部や腹部を数回叩いたり体を数回蹴ったり体を数回押したりした。また、5月及び6月に、本学級の児童の頬を平手打ちする様子を見た対象児童が止めに入ったところ、その頬を数回平手打ちした。さらに、しばしばからかう趣旨で対象児童のことを笑った。

(イ) Bさん

相当回数にわたり「くず」「ださい」「きもい」「うざ」「あほ」などと言ったほか、頭部を数回叩いたり体を1回蹴ったりした。また、5月及び6月に、本学級の児童の頬を平手打ちする様子を見た対象児童が止めに入っ

たところ、その頬を複数回平手打ちした。

(ウ) Cさん

教室で体を数回強く押し、「やめて」と言った対象児童を「ださい」と言
って笑った。そのほか、背中を数回叩き、しばしばからかう趣旨で対象児
童のことを笑った。

(エ) Dさん

図書室で図書を返却する際に、数回「ださっ」などと言って対象児童の
ことを笑った。

イ G担任の認識

G担任は、本委員会のヒアリングに対し、上記のうち叩く行為について
は把握しておらず特段の対応もしなかった旨説明した。

他方、暴言については、日常的にされている状況にあり、気付くたびに
「駄目」「そういうことを言っちゃいけません」と注意し、言った児童が
言われた児童に謝るという対応はしていた旨説明した。また、Bさんにつ
いては、保護者に暴言について電話連絡をしたことがあった。ただし、こ
れらの指導は、関係児童と対象児童との間の出来事に対する対応とは限ら
ないとのことであった。

(3) 4月から6月29日にかけて

ア 認定した事実関係

Aさんは、対象児童がトランプやドッジボールをするメンバーに入れて
ほしい旨数回お願いした際、「いやだ」「死ね」「きもい」「うざい」「友達じ
ゃない」などと言って拒否した。

Bさんは、対象児童がトランプをするメンバーに入れてほしい旨数回お
願いした際、これを受け入れることもあったが、他方で「だめ」「くず」

「ださい」「きもい」などと言って拒否したこともあった。また、対象児童
がドッジボールをするメンバーに入れほしい旨数回お願いした際も、同様

に発言してこれを拒否した。

なお、対象児童保護者は、6月29日にG担任が家庭訪問として訪れた際に、対象児童がAさんらに仲間はずれにされて悩んでいることを申告した。また、対象児童も、6月30日提出の「生活（いじめ）アンケート」⁵（以下「6月30日アンケート」という。対象児童分の記載内容は別紙2のとおり。）に、上記のとおり仲間はずれにされた旨記載した。

イ G担任の認識

G担任は、本委員会のヒアリングに対し、家庭訪問時に聞いたかもしれないが、他方で「死ね」「きもい」「うざい」などの言葉については家庭訪問時に使用したノートにも特に記録しておらず現に記憶にもない旨説明するとともに、対象児童に対して親身に相談に乗った記憶もなく、「仲良くできるといいね」などの話をした気がするという程度である旨説明した。

(4) 5月又は6月

ア 認定した事実関係

Eさんは、昼休憩から掃除に切り替わる頃、対象児童が作った折り紙を勝手に取り上げるなどした上、対象児童から「やめて」と言われると、約10回連続で「死ね」と言い続けた。

これを受けて、対象児童は、「死ねばいいんだね」と言って、校舎4階にある教室の窓の内側に設置された転落防止柵に手を掛けて登ろうとし、窓から外に飛び降りようとしたところ、これを見ていた他の児童に制止された。

イ G担任の認識

上記様子を目撃した児童は、教員に知らせようと、慌てて教室を出て、

⁵ 学校基本方針により、学期に一度実施する「いじめに特化した『記名』生活アンケート」の1学期実施分である。

当時教室外にいたG担任に駆け寄って報告した。G担任は、急ぎ同教室内に戻った。

しかしながら、G担任は、この後の状況について、対象児童及びEさんが既に着席していたことから、いつもの暴言のようなものだったのだろうと軽信し、それ以上は事情を確認しなかった旨説明した。

その後、G担任は、この飛び降りかけた件について、対象児童らの保護者に報告しなかったほか、本学年の他の担任等にも一切情報共有しなかった。

(5) 6月26日

ア 認定した事実関係

Aさんは、6月26日の放課後、学校外で遊んでいる際に、対象児童に対し、「ジュース買え」「のど乾いたけん買え」などとジュースを買うように要求した。

対象児童は、これを拒否し、翌27日にG担任に一連の状況について申告した。

イ G担任の認識等

対象児童保護者によると、G担任は、対象児童に対し、「先生も2000円ちょうだいって言われたから、大丈夫だよ。」と述べるにとどまり、Aさんに注意等の指導をすることはなかった。

なお、G担任は、本委員会のヒアリングに対し、Aさんとの間で上記「2000円」のエピソードがあったことは覚えているものの、対象児童がG担任にジュース代の件で申告したかどうかすら思い出せない旨説明した。

(6) 本学校内での情報共有

G担任は、上記一連の行為について自身で認識していたものについて、本学年の他の担任に共有せず、教頭ら管理職教員にも報告していなかった。

他方、6月30日アンケートの結果については、本学年の他の3人の担任教員及び全アンケート結果の集約を担当する教頭にも共有されたが、これをいじめとして捉えて対処するよう、初任であるG担任にアドバイスする者はいなかった。この点について、3人の学年担任は、いずれも、初任教員といえども1人の教員であって干渉すべきではないとの立場をとっており、G担任から個別具体的な相談を受けなかったため、特段の助言をしなかったのではないかと説明をしている。

そして、G担任は、6月30日アンケートでは、他の児童も、Aさん、Bさん及びCさんによる加害行為を多数記載していたことを踏まえ、Aさんら3名がどの児童にどのようなことをしていたのかを整理した。そして、Aさん、Bさん及びCさんが学級全体に及ぼす一連の問題行動として捉え、これを再発させないため、この3人に注視して、気になった都度注意して指導するという対応に終始した。しかし、Aさん、Bさん及びCさんは、その後も同種の問題行動を継続しており、こうした個別の指導は結局奏功しなかった。

なお、G担任は、対象児童等アンケート内で被害申告をした全員への個別のいじめと捉えて、対象児童らをフォローするという対応は一切しなかった。G担任は、対象児童の心情をフォローしなかったことについて、本委員会のヒアリングに対し、対象児童以外にCさんに集中的に攻撃されていた児童がいた影響で、対象児童が集中していじめを受けていると認識できなかった旨説明している。

3 令和5年度2学期に生じたものとして認定した事実関係

(1) 8月下旬から10月下旬にかけて

ア 認定した事実関係

時期及び状況は不明であるが、Aさん、Bさん、Cさん及びDさんが、対象児童に対し、次のような言動をした。

(ア) Aさん

頻繁に、対象児童とすれ違いざまにその腹部を叩き、座っていた対象児童の頭部を叩き、歩いていた対象児童の背中を押したほか、こうした攻撃を受けた対象児童が「やめて」と反応したのに対して「ださ」などと言って笑った。

(イ) Bさん

比較的短期間のうちに数回にわたり、座っていた対象児童の頭部を叩き、歩いていた対象児童の背中を押し、対象児童をブックバッグで叩いたほか、対象児童が「やめて」と反応したのに対して「ださ」などと言って笑った。

(ウ) Cさん

頻繁に、対象児童とすれ違いざまにその腹部を叩き、座っていた対象児童の頭部を叩き、歩いていた対象児童の背中を押したほか、こうした攻撃を受けた対象児童が「やめて」と反応したのに対して上記「ださ」とほぼ同じ趣旨で「おつ」⁶などと言って笑った。

そのほか、数回にわたり、「踏んでやる」と言って、トイレに行った際に履いていた上履きで対象児童が使用していた椅子の座面を踏みつけた。このうち1回は、10月20日に行われた。

また、数回にわたり、授業中に、対象児童の机上に置いてあった筆記用具を取り上げて、対象児童のブックバッグに投げ入れた。

(エ) Dさん

図書館で、対象児童の背中を1回押した。

(オ) Aさん、Bさん及び**さん（以下「Lさん」という。）

校舎の増設工事のため昼休憩時に校庭で遊ぶことが難しかった時期であったところ、カードゲームUNOで遊ぶ仲間に入れてほしい旨発言した対象児童に対し、数回にわたり「一生入るな」（Aさん）、「入らんで」（Bさん）、「めんどくさいけん入らんで」（Lさん）などと言ってこれを拒否した。

⁶ 元々は「お疲れさま」の略語であるが、ここでは、ある事象に対する皮肉・からかいの趣旨で用いられており、スラングの一種である。

イ G担任の認識

G担任は、本委員会のヒアリングに対し、上記(オ)の状況については目撃したことがあり、その際には、Aさんらに「そういうことはしません。みんなでやります。」などと言って指導した旨説明した。

また、G担任は、本委員会のヒアリングに対し、椅子の座面を踏みつける場面については全く見たことがないと説明する一方で、Cさんが、対象児童に対するものに限らず、椅子の座面に上履きを履いたまま体操座りの要領で座り、椅子を前後にガタガタと揺らす場面については目撃したことがある旨も説明した。

他方、G担任は、本委員会のヒアリングに対し、上記(オ)以外の行為については個別に目撃したことはなかった旨説明するとともに、対象児童に限らず多くの児童から、頻繁に、Aさんらに叩かれた、押された、「ださっ」と言われた等の申告を受けて、その都度謝罪を促す指導していた旨説明した。

(2) 9月11日

ア 認定した事実関係

Aさんは、9月11日の給食に向けた準備時間中、教室内の黒板にマグネットで固定されていた薄型のタイマー⁷を取り外すと、その底面である細長い面で、対象児童の頭部を1回叩いた。

これに気付いたI教員がAさんを止めた際には、2発目を叩こうとする様子はなく、対象児童も叩かれた頭部を痛がっている様子までは見受けられなかった。

⁷ メーカーによると、大きさは、高さ11.4センチメートル、幅19.0センチメートル、奥行き2.1センチメートルとされ、厚みのある板状のものである。また、乾電池を除く重さは、270グラムとされている。

イ G担任らの認識等

I 教員は、上記のとおり叩いたことに気付いた直後にAさんに対して指導し、対象児童に謝罪させた上、まもなく教室に戻ってきたG担任に報告した。

G担任は、本委員会のヒアリングに対し、Aさんには事情を聞いたものの、Aさんは特に説明をせず、他方、対象児童も経緯を説明しなかった一方で頭を痛がっていたので、保冷剤を取りに行かせた旨説明した。

この点について、対象児童保護者によると、G担任は、9月20日、対象児童の保護者から、対象児童が継続していじめを受けているとして詳細を伝えられ、対象児童の話を聞いてほしいと言われたほか、後記(3)記載の消しゴム片の件について指摘された。この際、タイマーで叩かれた件について保護者に連絡がなかった点も指摘されたところ、これに対し「私、そこにいなかったの」と回答した。

上記タイマーで叩かれた件について、G担任は、Aさんの保護者については連絡が取れなかったとして、結局報告しなかった。

なお、H校長は、本委員会のヒアリングに対し、タイマーで叩かれた件については、当時教頭から報告を受けて認識していた旨説明した。

(3) 9月19日

ア 認定した事実関係

Aさん、Bさん、Lさん、**さん（以下「Mさん」という。）及びEさんは、9月19日の授業中、G担任が黒板の方を向いた際に、対象児童に対し、各10回前後にわたり、小さくちぎった消しゴム片を投げつけた。

イ G担任の認識等

G担任は、本委員会のヒアリングに対し、9月19日の授業中にAさんが手を振りかぶった様子を1度目撃して注意した旨、対象児童及び対象児童の席周辺に席があった児童から消しゴム片の提出を受けたり掃除の際

に児童数人から説明を受けたりしたことから、授業中に消しゴム片が飛び交っていたこと自体は把握していた旨、消しゴム片を投げつける場面は直接目撃していなかったために手をこまねいていた旨説明した。

また、G担任が、翌20日、対象児童保護者からの被害申告を受け、Aさんらに事情を確認したところ、Aさん、Bさん、Lさん及びMさんは、投げた消しゴム片が「当たった」という範囲で認め、当該行為の理由については説明しないまま、対象児童に対して謝罪をした。なお、対象児童がその保護者に説明したところによると、G担任は、対象児童保護者の要請を受けて、対象児童の話を聞こうとした際、対象児童が1学期の出来事を説明し始めると「1学期のことは1学期に言って」と述べて話を遮ったことが疑われる。

G担任は、翌21日に、対象児童保護者に対し、電話で「Lさんは認めたが、その他の児童は『たまたま当たっただけである』旨弁解して認めなかった。」旨報告した。

(4) 9月25日

ア 認定した事実関係

Aさん、Bさん及びCさんは、9月25日、散髪のため頭部の手術痕があらわになった対象児童を笑った。

イ G担任の認識

G担任は、本委員会のヒアリングに対し、前記嘲笑に気付いて笑っていた児童をその場で注意した旨、Aさんがしつこく手術痕を指摘していたことからAさんを1人呼び出して「本当に気にしているんだから、言わないで」と言い聞かせて指導した旨説明した。

(5) 本学校内での情報共有

G担任は、上記一連の行為のうち自身で認識していたものについて、本

学年の他の担任教員に共有せず、教頭ら管理職教員にも報告していなかった。

上記教員らとの間では、問題行動を続けるAさん、Bさん及びCさんに対する指導の必要性のみが共有され、対象児童をはじめとする被害を受けた児童へのフォローの必要性が論じられていなかったのは前記2(6)と同様である。

4 対象児童は訴えていなかったものの本学校による関係児童に対する聴き取り調査により認定できた事実関係

Cさんは、10月頃、習字の授業中に、対象児童の文鎮を取り上げて10分ほど返還しなかった。

5 対象児童が訴えていたものの、本調査を経てもなお認定できなかった事案

対象児童から、時期不明であるものの、対象児童が教室内に持参した折り紙やセロハンテープが数回紛失したことがあった旨の訴えがあった。

しかしながら、本調査では、こうした行為をした者が誰だったのか判然とせず、認定するに至らなかった。

6 いじめ該当性

いじめ防止対策推進法第2条第1項は、「いじめ」を、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

そして、前記2及び3で認定した各事実は、いずれも弁護士聴取書面に被害事実として列記されたものであり、6月30日アンケートに対象児童が自ら記載した内容、本被害申告時に提示した対象児童のノートの記載内

容も併せれば、対象児童が心身の苦痛を感じていたことは明らかである。

また、前記4で認定した事実は、弁護士聴取書面に列記されていなかったものであるが、精神的苦痛を感じる典型的行為である。

したがって、上記についてはいずれも、いじめ防止対策推進法第2条第1項にいう「いじめ」に該当するものと判断した。

7 認定したいじめ行為と不登校との関係について

前記のとおり、対象児童は、令和5年4月から同年10月20日までの間、4名の関係児童を中心とする複数の関係児童から、日常的・継続的にいじめ行為を受け続けていたことが明らかである。

そして、前記のとおり、対象児童が週明けの同月23日に保護者とともに本学校を訪れて本被害申告をした翌日から同月29日まで、そして10月末の2日間の登校を挟んで同年11月1日から翌年1月8日までの間継続して登校できない状況となったこと、10月末の二日間の登校直後からの対象児童の心身の状況を併せ考えれば、本委員会において認定した一連の日常的いじめ行為によって対象児童が不登校となったこととの間には、極めて密接な関係があるものと認められる。

第5 本事案に関する調査結果（本学校の対応及び評価）

1 本委員会が認定した本事案のいじめ行為の態様及び背景事情

(1) 上記いじめ行為の特徴

ア 個別的に見ると必ずしも加害性が強い言動ではなかったこと

4名の関係児童を中心とする複数の児童が、対象児童に対して行った、本委員会が認定したいじめ行為（以下「本件いじめ行為」という。）は、個別的に見る限りにおいては、児童間の軽微なトラブルとして見逃されがちな加害行為（悪口、叩く、押す、遊びに加えない等）であった。

イ 示し合わせて集中攻撃するようなものではなかったこと

4名の関係児童らは、各自の気分の赴くままに対象児童への加害行為を繰り返しており、複数の児童が示し合わせて特定の児童を集中攻撃するようなステレオタイプのいじめではなかった。

なお、上記4名の関係児童を中心とする複数の児童は、対象児童以外の複数の児童に対しても、対象児童が受けたのと同様の加害行為を行っていた。

ウ 長期間にわたり反復継続して行われたこと

上記ア・イの特徴がある一方で、4名の関係児童らは、対象児童に対し、半年以上の長期間にわたり、同様の加害行為を日常的に反復継続して行っていた。

エ 小括

本事案では、対象児童が登校できなくなったという重大な事態が生じており、しかも、対象児童に心的外傷後ストレス障害と診断される症状が生じるに至っている。

いじめ防止対策推進法が、第2条第1項で「いじめ」について被害を受けた児童の心情を基準にしている理由の1つは、本件いじめ行為のように、個別的にみれば加害性が強くなく、複数名が示し合わせて集中攻撃しているわけでもないものであっても、反復継続されるなどすれば、こうした重大な結果を引き起こし、児童等の尊厳（同法第1条）が害されるおそれがあるためである。

このように、本事案は、「いじめ」が児童の感じる被害性に着目して定義される意義を正しく理解せず、上記ア・イの特徴をもっていじめ対策を講じない場合の危険性が、如実に現れているケースといえる。

(2) 本件いじめ行為が行われた背景として念頭に置くべき事情

ア 学級全体が1学期当初から落ち着きがない状態にあったこと

本学年の学級編成時、各学級の担任教員に対し、4名の関係児童を含む本学級の8名前後の児童について、教員の指示が通りにくい等の課題がある児童として引継ぎが行われ、注視して個別に指導・支援する必要があると認識されていた。

そして、本学級は、令和5年5月上旬頃から、授業に集中できない児童（4名の関係児童らを含む）の振る舞いが目立ち始め、その後も学級全体が落ち着かない状況が続いた。そのため、教頭や主幹教諭等が授業中に本学級に入るなどして、初任である担任教員の支援に努めていた。

イ 休憩時間においてさえ、児童がフラストレーションを感じやすい環境にあったこと

本学校は児童数の増加によりトイレ数が不足しており、特に、本学年は教室がある4階にトイレがなく、児童が短い休憩時間に3階に降り、トイレを他学年と共用する状態であったため、トラブルが絶えなかった。

また、2学期にはプレハブ校舎の増設工事のため校庭で遊ぶことができず、本学校の児童は、カードゲーム等の限られた遊びを教室内で行うことを余儀なくされていた。

2 本被害申告前において本学校のいじめ対応が欠如していたこと

(1) 概要

本学校は、以下に詳述するとおり、本件いじめ行為の一部を実際に認識していながら、本件いじめ行為を「いじめ」と評価しなかったばかりか、加害行為を認識する都度、加害児童に謝罪をするよう促すという場当たり的な指導に終始するにとどまり、本件いじめ行為を収束させることができなかった。

そして、対象児童は、担任教員をはじめとする本学校の対応を受け、心

情について傾聴してもらうことも安全を確保されることもないまま、またいじめられるかもしれないという不安や、先生の前では謝ってもいじめは止まらないという諦めの中で、現実にいじめの被害を受け続ける状態に置かれた。

このように、本件においては本学校の教員の対応が、本件いじめ行為の長期化を招く要因となっただけでなく、対象児童が登校できない状況にまで至らしめた要因となったものと認められる。

本委員会は、こうした経過を重く受け止め、その分析・検討を行った。

(2) 担任教員らが「いじめ」を正しく理解していなかったこと

ア いじめの定義についての理解が乏しかったこと

本委員会は、本学校の校長、教頭、担任教員など9名の教員から聴き取り調査を行ったが、いずれも、本事案当時、いじめ防止対策推進法所定の定義に沿って、被害を受けた児童の心身の苦痛を基準として検討していた形跡は認められなかった。

上記教員らは、いずれも、前記1(1)ア・イで指摘した本件いじめ行為の外形に着目して「一方的ではなかった」「対象児童のみを狙い撃ちにしていくわけではなかった」などとして、本件いじめ行為を認識した当時、いじめには該当しないものと結論付けていた。

後記のとおり、本学校では本事案について適切な対応が取られなかったが、この結果のスタートラインは、上記教員らが同法で定められた「いじめ」の定義を正しく理解していなかったことにあるというほかない。

イ 本学校で定めたいじめ対策自体が形骸化していたこと

本学校においても、いじめの防止、早期発見、早期対応等に関する行動指針⁸に基づいて、学校基本方針にさまざまな取組や措置を明記していた。

⁸ 「福岡市いじめ防止基本方針」（平成30年11月21日改定）や、「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引【改訂版】」（令和3年3月福岡県教育委員会）などが挙げられる。

しかし、本学校の校長以下の各教員がいじめの定義を理解していなかったことが端的に示すように、いずれもその内容について十分な理解をしておらず、形式的運用に終始し、趣旨目的に沿った実効性を発揮することができていなかった。

特記すべき点として、6月30日アンケートに、対象児童が自ら、嫌なこと（死ね、きも、バカ）を言われる旨及びドッジボールに入れてもらえない旨を記載し、不安ストレスについて「多くなった」にチェックしており、保護者も「仲間に入れてもらえないという話を最近するようになった」と記載していたにもかかわらず、上記取組や措置が何ら機能しなかったことが挙げられる。

すなわち、6月30日アンケートにこのような記載があったにもかかわらず、担任教員においても、学校基本方針により情報共有することとされている学年教員間においても、アンケート結果の集約先である教頭においても、この記載内容をいじめとして把握することはなかった。そして、アンケート実施日の直近である7月12日開催の生徒指導部会⁹においても、対象児童の申告について協議した形跡はなかった。

ウ 他の担任教員の判断を尊重して干渉しないとの組織文化が、認知された児童間の加害行為への対応判断の場面にも及んでいたこと

本学校では、いじめ対応の知識や経験が不十分な初任教員であっても、まずは当該教員の判断が尊重される状況にあった。

すなわち、他の教員は、相談されない限り、初任教員であっても、当該教員が担任する学級の問題に干渉することが憚られるとの組織文化を有していたものと認められる。

本委員会では、その可否を、いじめの観点のみから早計に断じるものではない。しかしながら、本学年には、過去に対象児童や関係児童を担当し

⁹ いじめ防止対策推進法第22条に従って本学校に常設される「学校いじめ防止対策委員会」を兼ねているが、本報告書では、単に「生徒指導部会」と呼ぶこととする。

たことがある教員や経験豊富な教員が複数配置されており、実際に、初任である担任教員が学級運営について助言を得る機会も少なくなかった。そのため、担任教員が把握した児童間の加害行為に関する情報について、いじめの防止・早期発見に関する行動指針を踏まえた情報共有が実践されていれば、担任教員が看過又は放置しているいじめ事案の発見や、対象児童や関係児童等への過去の対応経過の共有などが行われ、対象児童に対する早期のいじめ対応に繋がったものと思われる。

本件においては、こうした組織文化と、前記イのとおり本学校においていじめ対策が形骸化していたことがあいまって、初任であった担任教員が先輩教員らから適時適切な助言や指導を受ける機会を失わせ、上記のような組織的対応ができなかったことの要因の一つとなっていたものと考え、敢えてこれを指摘することとした。

(3) 前記(2)ア・イで指摘したいじめの定義の把握や行動指針の共通理解があれば、本学校が対象児童に対する加害行為をいじめと評価し、対応をとることができた局面が現に複数存在したこと

本件いじめ行為には、前記1(1)ア・イのとおりの特徴があるものの、本件いじめ行為全体を通じて観察すれば、対象児童に対するいじめと評価して本学校において対策を講じることができた局面として、少なくとも、以下の4つの時点を指摘することができる。

- ① 6月29日の家庭訪問時及び6月30日アンケート回収時
- ② 5月又は6月の飛び降りかけた件の発生時
- ③ 9月11日にAさんからタイマーで叩かれた件の発生時
- ④ 9月20日に対象児童保護者が担任教員に対し、対象児童が継続していじめられているとして詳細を伝えとともに、消しゴム片を投げ付けられたことの実事確認を求め、タイマーで叩かれた件について対象児童保護者に連絡がなかったこと等を指摘した時点

上記①の時点の問題点については、既に前記(2)イで指摘したとおりである。

また、上記③及び④の時点では、対象児童が要支援群にあるとのQ-Uアンケート結果が既に出ていたところ、要支援群に位置する児童については学年及び学校全体で情報共有し、福岡市教育委員会にデータとともに報告する取扱いがされており、学校基本方針においても、直ちに組織的かつ適切な支援を行うべき対象とされていた。¹⁰

特に、上記③のタイマーで叩かれた件については、発生当時、校長ら管理職教員にも報告されていたのであるから、担任教員に助言・指導を行い、対象児童及び保護者に被害状況や心身の状態を確認して情報を得ていれば、いじめとして対応をすることが可能であった。

(4) いじめとして対応しなかったにとどまらず、学級運営の安定を優先するとして、結局、場当たりの対応に終始していたこと

ア 学級運営の安定を最優先とし、問題行動を起こす児童を抑制する方向性で指導を行っていたこと

少なくとも本学年においては、授業中に不規則発言や離席をする等して集中できない、教員の指示が通らないといった、授業においては学習計画の円滑な進行を妨げる児童が複数名存在し、たびたび学級が落ち着かない状況となっていた。

本学校においては、こうした児童を落ち着かせ、その問題行動を抑制することに重点を置いた指導を行っていた。

このため、本学年の担任教員間や管理職教員との情報共有や助言の対象も、もっぱら学級運営の安定や学習指導面に関する事項に限定される傾向にあった。

¹⁰ 前記のとおり、学校基本方針には、Q-U等の結果を分析し、実態に応じた支援を行う旨や、特にQ-Uにおける要支援群の児童生徒には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う旨が定められている。

イ 担任教員が児童間の加害行為を確認できた場合でも、その場限りの表面的な対応を繰り返したこと

本学校では、複数の児童が日常的に加害行為を行うことの問題性自体については、ある程度共有されていた。

いじめの定義を理解していないにせよ、こうした問題が生じる背景として、各児童の個別の課題とは別に、学校生活における不満や苛立ちが影響していないかなど、学校全体の状況を見渡して解消策を協議するといった観点で対応策を検討することも十分あり得るところである。

しかしながら、本学校においては、こうした検討を行った形跡が認められなかった。

結局、本学校は、日常的な問題行動や加害行為を収束させることができず、担任教員が加害行為を確認できた都度、加害行為をした児童に対して「駄目でしょ。」「謝りなさい。」などと被害を受けた児童に対する謝罪を促すことをもって指導を終了するにとどまっていた。

ウ 場当たりの対応では日常的な加害行為が収束しなかったのに、根本的な対策を全く講じなかったこと

いじめの防止、早期発見のためには、児童らが自ら主体性をもって考え行動するよう促すことが重要であることは言うまでもない。¹¹

児童らに対して、「いじめは許されない」などの規範を教えるだけではいじめ対策として不十分であることは明らかであり、日頃から「なぜいじめをしてはならないのか」が児童らの腑に落ちるような人権教育や、「自分たちの行動でいじめを防止する」といった社会性を身につける教育が必要不可欠である。

¹¹ 前記のとおり、学校基本方針においても、児童生徒が主体となって、いじめがおこらない学級や学校を作るという発想に立ち、いじめ未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する旨定めているところである。

しかしながら、本学級では、本件いじめ行為の期間中はこうした措置が講じられなかった。なお、本学級では、本被害申告後しばらくして担任教員が交代した後になってはじめて、こうした根本的な対応が実施されるに至り、その結果、本学級が落ち着きを取り戻していった。

エ 対象児童の心身の状態の把握や継続的支援すらおろそかにされていたこと

いじめ対策としてではなくとも、加害行為があった場合に、保護者とも連携して加害行為を行った児童及び受けた児童の心情を把握することは当然に必要と思われる¹²が、本学校では、本被害申告があるまで、このいづれもが軽視されていた。

少なくとも本学級においては、担任教員の関心が、加害行為をする児童のほかは、より強く被害や苦痛を訴える児童やその保護者の対応に向きがちであった。その結果、対象児童の心身の苦痛は、日常的事象として埋没してしまい、担任教員らが察知することがなかった。

本委員会は、担任教員らの表面的な対応が繰り返される中で、複数の児童による複数の児童に対する日常的な加害行為が約半年もの間継続したことなどの事情に照らすと、少なくとも本学級においては、対象児童を始めとする児童らの中で、「仕方がないもの」「先生に相談しても何も変わらないもの」などと諦観する雰囲気形成されていたのではないかと憂慮している。

3 本被害申告後の本学校の対応について

(1) 本被害申告後2学期終了までの対応における問題点

ア 校長及び教頭の2名を中心とする限られた管理職教員が内々にい

¹² 前記のとおり、学校基本方針においても、教育相談課等と連携し、被害児童生徒をはじめ、被害児童生徒の保護や加害児童生徒・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う旨定められているところ、こうした措置を講じるべき対象が、いじめ対策に限られないことは言うまでもない。

いじめ対応に当たり、組織的対応を行わず、情報共有も遅れたこと

本学校では、本被害申告の翌日には、教頭が4名の関係児童に対する事実調査を終え、概ね申告内容どおりのいじめの事実が確認できた。

そのため、この時点で、少なくとも関係教員（同学年の担任教員、主幹教諭、養護教諭、休暇取得中の担任教員の填補として授業等を担当する可能性のある教員等）に対し、本被害申告があったこと及び確認できた事実を共有し、対象児童保護者との間で約束した事項を含めた初動方針を定めて、分担して対応するべきであった。

また、当時、担任教員の復帰時期が定かでない状況であり、その填補対応と並行していじめ対応に当たるためには、福岡市教育委員会に対する支援要請も念頭においた全校的な体制を組む必要が大きかった。

しかし、本学校では、本被害申告時に直接対応した管理職教員のみで対応したため、上記填補対応に追われて、対象児童保護者との間で約束した学級全体に対するいじめ指導等が疎かになり、その結果、本学校の対応に不安を抱いた対象児童保護者に、令和5年10月27日に福岡市教育委員会にいじめ重大事態に関する問合わせを行せるに至った。

さらに、後記(2)アのとおり、対象児童が本被害申告後初めて登校した同月30日の時点においても、関係教員に対して対象児童のいじめ被害に関する情報が共有されておらず、本学級への指導及び対象児童の見守りや声掛けのための教員配置等の準備もされていなかった。

この状態で対象児童の登校を受け入れたことが、対象児童の心身に重大な影響を及ぼし、ひいては本学校の対応について、対象児童保護者の不信感を増大させ、福岡市教育委員会に対し本学校の対応が不十分であるとして状況確認と指導を求めさせるに至った。

結局、本被害申告を受けた事実自体が全教職員に正式に説明されたのは、本事案につき、福岡市教育委員会がいじめ重大事態認定を想定して本学校を訪問し、情報収集した後の同年11月9日夕刻であった。

なお、この説明後においても、生徒指導部会の構成員その他の教職員が

ら、これまで対応してきた管理職教員に対し、本事案において組織的対応が必要であることについて指摘した形跡は認められなかった。

こうした校長及び教頭の学校基本方針を一顧だにしないクローズドな対応を見る限り、本被害申告を受けたことを不祥事のように受け止め、穏便に沈静化することに強く意を用いていたことが疑われるところである。

イ 専門的知見を活かした対象児童の安全確保及び心のケア等対象児童に寄り添う支援を軽視し、関係児童及び保護者による謝罪を最優先とする対応に終始したこと

本被害申告時に提示された対象児童のノートには、前記のとおり¹³、対象児童が死を意識するほどに追い詰められ、加害行為を受け続ける理由が分からず、周囲の無関心を訝しく感じていることが切々と記載されていた。

対象児童の精神的ダメージが将来に及ぼす影響面を含め軽視できない程度のものであることが優に推測できる内容となっており、被害の重大性を意識して、速やかに対象児童の安全を確保し、心のケアに取り組む必要があったことは明らかである。

しかし、本学校では、本被害申告の時点でこのノートの内容を把握していたにもかかわらず、その後、対象児童の心身の状態及び対象児童の意向や保護者の要望について積極的に情報収集をしたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的知見を活かして、対象児童及び保護者の本学校に対する安心安全の向上を図るための方策を講じたりした様子は認められない。¹⁴

むしろ、本被害申告を受けた当初から、対象児童側の意向とは関係なく、関係児童との対面を伴う謝罪の場の設定を最優先として行動し、10月末の二日間の登校後、対象児童保護者が校長及び福岡市教育委員会に本学校

¹³ 本報告書の第3・1(1)アにおいて引用している。

¹⁴ いじめ防止対策推進法は、いじめに対する措置として「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、」対応することを求めている（第23条第3項）。

のいじめ対応について不信不満を表明すると、対象児童の心身の状態に配慮をすることなく、性急に謝罪を完了させようとするなど、謝罪を受ければ対象児童の心身の苦痛が解消されると妄信しているかのような対応に終始した。

対象児童を診察した医師の意見を確認しようとした形跡も全く見当たらないことを併せ考えると、上記対応した管理職教員は、そもそも対象児童が本件いじめ行為及び本学校が対象児童に寄り添った対応をしなかったことによる苦痛から体調不良を来たし欠席するに至っていることを重く受け止めていたのか、大いに疑問があると言わざるを得ない。

(2) 本学校の登校支援の在り方についての問題点

ア 本被害申告後欠席していた対象児童が令和5年10月30日に初めて登校するにあたって、受入れ準備が何ら行われなかったこと

登校支援については、対象児童が受けたダメージの状態やケアによる回復の程度等に配慮すると同時に、受け入れる学級のケアを行ったうえ、再登校の時期、登校時の人的態勢、物的環境、対象児童への接し方などについて、スクールカウンセラー等専門職に意見を求めて、慎重に協議して準備することが重要である。

しかし、対象児童は、本被害申告を踏まえた学級全体に対するいじめ指導が何ら行われていない状態で、令和5年10月30日、いじめ行為をした複数の児童がいる教室へ、教員に付き添われることもないまま単身で入室し、無視されたり嫌な顔をされたりする中、本被害申告等の事情を知らない教員から授業を受け、休憩時間を教員の見守りもなく過ごし、体調不良となって職員室で過ごし昼食をとることになったところ、給食を運んできたのは、何といじめ行為をした児童であった。

10月末の二日間の登校直後の対象児童の体調及び言動、その後2学期終了まで欠席が続いたことに照らすと、上記登校時の受入れ態勢の不備、無配慮が、対象児童の不安を恐怖に、期待を絶望に転換させ、心身状態を

各段に悪化させた可能性を否定することができない。

対象児童保護者は、10月末の二日間の登校時の本学校の杜撰な対応を機に、本学校のいじめ対応についての不信不満を増大させ、本学校及び福岡市教育委員会に対し、対応の不備を指摘するとともに、いじめ重大事態としての調査を強く要請するに至ったのであり、本学校の上記一連の対応が、本学校に対する信頼を大きく毀損したことは明らかである。

イ アの初動対応の失敗後も、組織的対応を行わなかったこと

本来であれば、10月末の二日間の登校時の受入れ準備の失敗を教訓に、対象児童に対し、より丁寧で地道な登校支援を行うべきであった。

そして、そのためには、本学校に配置された養護教諭、スクールカウンセラー等の専門的知見のある教職員の参加を求め、生徒指導部会や不登校支援部において対象児童の登校支援策を協議、検討する、対象児童保護者の承諾を得て、直接又は間接的に主治医と連絡を取る、福岡市教育委員会の支援を得て専門職の派遣を求める等の学外との柔軟な連携を行うなどの方策が考えられる。しかし、これらの方策が実行された形跡は、全く認められなかった。

他方、対象児童は、確かに3学期初日に登校を再開し、その後不安定ながらも、長期欠席することなく4年生に進級することができている。

しかし、こうした3学期以降の登校を支えたのは、対象児童が、いじめにより深刻な精神的ダメージを受けながらも、学級のみinnと仲良くすることや、いじめた児童が自分に普通に接してくれることを何よりも希望する親和的な性格であったことが大きな要因となっている。

加えて、後任の担任教員が、対象児童及び保護者との連絡対応の窓口となって、対象児童の意向を傾聴し、対象児童保護者に寄り添う対応をして信頼関係を築いたこと、また、学級訓である「スマイル」を合言葉に、児童各自が自分の行動が相手を笑顔にしているか意識して行動することを動機づけ、対象児童が学級に適応するための体制を整えたことも大きな要

因であったと評価できる。

3学期のいじめアンケート結果によっても、対象児童の学級が3学期以降見違えるように落ち着いたことがみてとれる。

このように、対象児童が登校を再開できるようになったのは、対象児童の資質と後任の担任教員が行った学級運営によるところが大きく、本学校としての組織的対応によるものではないことは明らかである。

第6 再発防止のための提言

これまでに公表された、いじめ重大事態における学校いじめ防止対策委員会の各調査報告書において、有用な提言が様々示されているところであるから、本報告においては、本事案の特徴に照らして重要であると解される3点を挙げる。

1 いじめの定義の正しい理解を共有すること

多くの学校の現場では、各教員が、個別具体的ないじめ事案等について心を砕き、また苦慮しながら懸命に対応しているものと理解しているが、その一方で、そうであるがゆえに、「いじめの概念」が教員ごとに個別に形成されているおそれがある。

このことは、「いじめの概念」のばらつきを生じさせ、場合によって、いじめ防止対策推進法が念頭に置いている必要な対応が取られなくなる要因になるおそれがある。

そこで、こうしたばらつきを抑えて、適時適切にいじめ対応を行えるようにするためにも、いじめ防止対策推進法が定める「いじめ」の定義について正しい理解を共有することが不可欠である。

そこで、①年度当初において、いじめ防止対策推進法所定のいじめの定義の内容だけでなく、同法第1条の「児童等の尊厳を保持する」という理念に基づいていじめを広く捉えることにより、いじめを早期発見して重大

な被害に至らせないために、いじめの定義が変遷してきた経緯¹⁵を、学校の教職員全員で確認する機会（福岡市教育委員会による全職員研修等を実施することも考えられる）を設け、転勤、退職等による教職員の異動にかかわらず、どの学校においても、いじめの定義の正しい理解を定着させることが必要である。

また、②学校基本方針に上記いじめの定義を明記し、そのように定義される理由を付記するなどして、教職員、児童及び保護者のいずれにおいても、「いじめ」に対する旧来型の固定観念を排除し、被害を受けた児童の心情を基準として、いじめを把握し、その防止、早期発見に繋げる工夫を施すことが必要である。

2 実践において参照し易いマニュアルコンパクト版の作成

本学校においても、定期的な校内研修として、年度当初に、学校基本方針の共通理解を図るとされており、福岡市いじめ防止基本方針等のいじめ対応に関する行動指針のデータが教員各自のパソコン内に収納され、いつでも参照できる状況になっている。

これらの行動指針は、実践を意識した有用な内容である一方、ページ数も多く、多忙を極める教員が実践場面で逐一参照するにはやや難があることは否めない。実際、本事案では、対応に当たった管理職教員でさえ、本学校が策定した学校基本方針すら参照した形跡がなかった。

こうしたことから、いじめ対応の実効性を確保するためには、上記行動指針を日々の現場でより簡便かつ効果的に活用することができるよう、より工夫すべきである。

¹⁵ いじめの定義の変遷については、文部科学省作成の「いじめの定義の変遷」にまとめられている。

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_003.pdf

また、教員向けパンフレットとして、同省作成の「いじめの認知について～先生方一人一人がもう一度確認してください」も参照されたい。

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_005.pdf

例えば、行動指針の要点について、各学校の事情に合わせて

- ①いじめに関する情報の集約先、集約方法及びそのタイミング
- ②いじめ認知後の初動段階の方針決定プロセス
- ③認知した事案に適した関係教員によるプロジェクトチームの
人選・役割分担の決定
- ④実施状況のチェックと記録

などについて、タイムラインをも示したフローチャート等のコンパクトで一覧性のあるものにまとめ、各教員が手元において、児童間のトラブル発生の都度、参照して活用できるようにすることが考えられる。¹⁶

なお、上記フローチャート等を作成する際には、どの組織又は誰が対応するのか不明となって機能しなくなるような事態が生じないよう、「自分事」として責任を持って対応する主体を意識して作成することが不可欠である。

また、こうしたフローチャート等は、いじめ対策を確実に機能させることを目的とするものである。決してフローチャートを作ること自体が目的化することのないよう、学校基本方針と同様、毎年見直して改善を重ねるとともに、その内容を現場の教員等に周知徹底することが求められる。

3 いじめ対応に際しては、教員のみで対応するだけでなく、必要に応じて他の専門性を有する知見を積極活用することを、普段から周知徹底すること

本学校においては、本被害申告の前後を通じて、対象児童の心身の状態の把握や心のケア等が疎かとなっていた。

いじめ対応においては、一次的には担任教員や生徒指導部会の担当教員などの教員がその任に当たる必要があるが、心のケア等については教員が

¹⁶ こうした要素を踏まえたものとして、町田市教育委員会指導課作成に係る「いじめ事案発生の組織的な対応の流れ」等が参考となる。
<https://www.city.machida.tokyo.jp/kodomo/kyoiku/kaigitou/kaigi/teireikairinjikai/kyoukai/2023kaigiroku/kyouikuinkaitaireikaikaigiroku3.files/2023-8.pdf>

持つ専門性による対応だけでは不十分となるおそれがある。

こうしたことに鑑みると、心のケア等の支援を行うためにスクールカウンセラーの指導助言を受けることや、通院している病院（主治医）との連携のためにスクールソーシャルワーカーを活用することなどの重要性により意識的になる必要があるといえよう。

現状、いじめ等の早期発見・早期対応のために心理的医療的な専門的知見を得るひとつの手段として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが各学校に配置されている。これら校内専門職を活用するため、管理職教員だけでなく、一般教員に対してもその業務内容を周知徹底する必要がある。

加えて、管理職教員は、いじめ対策に当たって、一般教員がこれら校内専門職に相談しやすくなるように環境整備をすることが求められる。

第7 おわりに

いじめ重大事態の調査結果は、当該事案の解明にとどまらず、各学校のいじめ対応を検証し、今後のいじめの未然防止、早期発見、早期対応に繋げる契機として活用されることに重要な意義があると考ええる。

そして、本事案は、けっして本学校に内在する固有の問題により引き起こされたものではないため、いじめ対応に当たるその時々の教職員の知識や意識次第で、どの学校においても同種事案が発生するおそれがあると思われた。

そこで、本報告においては、本事案が「いじめに対する旧来型の固定観念や学級運営の困難な状況が、いじめの発見を阻んだ事案」「専門的知見を活かした組織的対応がされないことにより、被害が深刻化することの警鐘を鳴らす事案」として、いじめ対応における陥穽が各所に存在していたことを指摘するため、事実経過をできる限り詳細に認定し、本事案がどのような環境や背景事情の下で発生し、教職員がどのような意識で対応に当たったのかが具体的に読み取れるように努めた。

対象児童やその保護者が受けたような苦しみが繰り返されぬよう、いじめ事案の予防対応や発生後の対応についての教訓として参考にしていただきたい。

以上

生活アンケート・・・月に1回（年間11回程度）の記名アンケート

	4月	5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1月	2月
実施人数	30	34	28	32	30	31	33	30	34	33
対象児童	特になし	特になし	特になし	無記名のため不明	実施されず	実施されず	実施されず	実施されず	特になし	無記名のため不明
Aさん	不明	特になし	ドッチボールの王を決めるのに決着がつかないから困っている	無記名のため不明	特になし	名のみ。回答せず	いじめは「あった」と回答	特になし	実施されず	実施されず
Bさん	特になし	特になし	特になし	友だちへの意地悪は時々（記名）	特になし	家の手伝いについての記載あり	いじめは「あった」と回答	家の手伝いについての記載あり	家の手伝いについての記載あり	無記名のため不明
Cさん	家の手伝いがために宿題や勉強をする時間が取れない	無記名の中に本人と思われるものがある。家の手伝いについて4月同様の記載あり。	家の手伝いについての記載あり	無記名のため不明	家の手伝いについての記載あり	家の手伝いについての記載あり	いじめは「なかった」と回答	学校でBさんや赤ちゃんと家の手伝いについて記載あり	家の手伝いについての記載あり	無記名のため不明
Dさん	特になし	特になし	実施されず	意地悪等はしなかった。やりたいたいことが時々できないことがある。（記名）	やりたいたいことが時々できないことがある	やりたいたいことがよくできないことがある	いじめについては無回答	Bさんが私ごと赤ちゃんと家の手伝いについて記載あり	やりたいたいことがある	無記名のため不明
Eさん	特になし	不明	特になし	無記名のため不明	特になし	特になし	いじめは「あった」と回答	不明	特になし	無記名のため不明
その他		・隣のEさんがうるさい ・そうじの時Oさんがぞうきんをもちてきてないから手つたつてくれない ・友だちとけんかをよくする。かなしい。いつもきをつかつちゃう。どうにかしたい。	・Cさんにイライラするよなことをされたり言われたりする ・友だちとよくケンカをしで仲直りできなくなる ・友だちとけんかをよくする。かなしい。いつもきをつかつちゃう。どうにかしたい。	・チクチク言葉使った ・いじわるをした ・Cさんにだまにいいわるをされる ・Cさん、Dさん、ものをとったり、うばわれたりしています	・CさんとDさんから嫌がらせをされている ・OさんとAさんがかえるとき、ランドセルをひっぱつてくる。 ・Bさんが腹が立つことをしてくる ・Cさんがすぐ、いろんな人にちよつかいをかけます		いじめあり 12 なし 19 回答せず 2 ・BさんがOさんの名前で遊んでいた ・いじめをされる ・いじめをされる	・授業中うるさい人がいて困っている ・Bさんがそうじをさぼっていたりしゃべっていたりする ・自分の気持ちが伝えられず、無理につきあい、やりたいたいことがやれなくなった。（抜粋） ・よく咳がでる（抜粋） ・教室で大きな声でしゃべっている人がいる ・校長先生に挨拶をしても返ってこない	・Bさんがそうじをさぼっていたりしゃべっていたりする ・自分の気持ちが伝えられず、無理につきあい、やりたいたいことがやれなくなった。（抜粋） ・よく咳がでる（抜粋） ・教室で大きな声でしゃべっている人がいる ・校長先生に挨拶をしても返ってこない	自分の本当の気持ちを伝えられない ・校長先生と教頭先生に挨拶をしても返ってこなかった
備考				無記名形式						無記名形式

資料2

生活（いじめ）についてのアンケート

令和5年6月30日

3年■組（児童名 ■■■■■）

*7月7日（金）までに提出をお願いします。

◇「はい・いいえ」のところは、どちらかに○でかこみましょう。

【非公表】